

広島県告示第百五十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第

一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

ナカノタニ地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
江田島市	江田島町幸 ノ浦二丁目			一三五三〇番四	標柱一号
				一三五三〇番五	
				一三五三〇番六	標柱二号
				地先市道敷	
				一三五三〇番四	
				一三五三〇番五	標柱三号
				一三五三〇番六	
地先里道敷	標柱四号及び五号				
一三五三〇番一					
一三五三〇番二					
地先水路敷	標柱六号				
一三五三五番二					
一三五三五番三	標柱七号				